

生少女甲達第14号  
刑組甲達第7号  
交指甲達第15号  
令和元年7月8日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

### 非行集団等に対する実態把握等の強化について

少年非行情勢については、全国的に刑法犯少年の検挙人員が継続して減少しているものの、依然として社会の耳目を集める凶悪な事件が後を絶たず、少年事件の共犯率についても、成人の2倍以上と高水準で推移している。また、特殊詐欺や大麻事犯での少年の検挙人員が大幅に増加しており、非行集団のような組織性の高い集団のみならず、より緩いつながりの不良交友関係にある少年までもが、事件の背後にいとみられる暴力団、準暴力団等の犯罪者グループと関わりを持ち、特殊詐欺に加担したり、大麻を乱用し、又は周囲への乱用を助長したりしている実態が認められるなど、これら非行集団等の少年を取り巻く情勢は極めて憂慮する状況にある。

各位にあっては、管内の実情等を踏まえつつ、下記のとおり非行集団等に対する実態把握等の強化に努められたい。

なお、非行集団等に対する実態把握の強化について（平成15年生少甲達第2号）は、廃止する。

### 記

#### 1 非行集団等

非行集団等とは、非行集団（組織性・継続性を有し、少年を主とする3人以上の集団であって、自ら非行行為を繰り返すほか、構成員の非行を容認、助長し、かつ、非行により構成員間の連帯を強める性格のものをいう。）及び非行集団には至らないものの、非行や不良行為を繰り返している少年を主とする3人以上のグループのことをいう。

#### 2 実態把握及び情報収集の強化

##### (1) 効果的な実態把握及び情報収集の推進

実態把握にあたっては、事件検挙、交通違反の取締り、職務質問、街頭補導、巡回連絡等をはじめとする全ての警察活動を通じて、非行集団等の実態把握を徹底し、情報収集に努めること。また、少年のい集場所等に着目した従来からの実態把握の手法に加え、少年らがLINE、Facebook、Twitter等のSNSを利用してコミュニケーションを取っている現状を踏まえ、サイバーパトロールや携帯電話機の解析等によるSNSに着目した情報収集を行うなど、社会情勢に応じた効果的な実態把握及び情報収集の推進に努めること。

##### (2) 継続的な実態把握の推進

非行集団等の結成、解散や構成員の加入、離脱等による集団的不良交友関係（非行集団等及びその構成員又はこれに準じる2人以上の交友関係をいう。）の変化は、頻繁に起こり得ることから、常に新しい情報の収集とこれに基づく基礎資料の更新に努めること。

### 3 関係部門との連携

非行集団等の中には、暴力団や準暴力団と関係を持つ集団も認められ、また、準暴力団には、暴走族等の少年の頃からの不良交友関係により形成されるケースも認められるところである。

さらに、暴力団や準暴力団等は、非行集団等の少年を特殊詐欺の受け子等として犯行に加担させるなど、自らの手先として犯罪に利用したり、少年への大麻密売により資金獲得を図ったりしている現状も認められることから、これら暴力団・準暴力団対策、特殊詐欺対策、薬物対策、暴走族対策等を主管する部署と緊密に連携し、必要な情報共有に努めること。

### 4 情報の集約管理

収集した非行集団等の情報は、少年女性安全課において、適切に集約管理を行うとともに、必要な情報については、各部署との共有化を図ること。